

第5回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 平成27年4月24日（金） 10:00～12:00 |
| 場 所 | 福岡市役所 15階 1503会議室 |
| 出席者 | <p>特定個人情報保護評価部会（敬称略，委員は五十音順）</p> <p>部会長 村上 裕章</p> <p>委 員 石森 久広</p> <p>委 員 五十川 直行</p> <p>アドバイザー</p> <p>有限責任監査法人トーマツ 甲斐 祐二</p> <p>事務担当課</p> <p>市民局総務部区政課</p> <p>主査（番号制度対応担当） 友納 正浩</p> <p>関係課</p> <p>総務企画局 ICT戦略室 ICT戦略課</p> <p>ICTガバナンス係長 伊藤 真一</p> <p>ICTガバナンス係員 川原 芳和</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部</p> <p>行政部長 山口 尚子</p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 豊嶋 英司</p> <p>個人情報保護係長 若松 慎一</p> <p>個人情報保護係員 曾我 まどか</p> |
| 議 題 | <p>1 アドバイザーについて</p> <p>2 住民基本台帳関係事務全項目評価書（案）</p> |

議題1 アドバイザーについて

（事務局） アドバイザー設置に係る概要説明。

（部会長） 事務局の提案があったが、甲斐氏に、審議の過程で適宜アドバイスをさせていただくことについて、何か意見等はないか。

（委員） 異議なし。

（部会長） それでは、アドバイザーにご出席いただき、審議の過程でアドバイスをいただくこととする。

議題2 住民基本台帳関係事務全項目評価書（案）

（区政課） 住民基本台帳関係事務全項目評価書について説明。

- (部会長) 教育委員会等の行政委員会も、同じ「機関」に含まれるのか。
- (区政課) 含まないという考え方になっている。
- (部会長) その場合、教育委員会は別に評価を行うのか。
- (ICT戦略課) 今のところ評価対象の事務がないので予定はないが、個人番号利用事務の中には入っているので、個人番号を持つことになれば、評価を行う可能性はある。ただ、全項目評価にはならず、基礎項目評価等にとどまるのではないかと思う。
- (部会長) 番号法第1条などを見ても、「行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者」となっている。「地方公共団体」には、教育委員会も含むように思われるが、市長部局から教育委員会に個人番号を渡すことは「提供」にあたるか。
- (区政課) そのような考え方が示されている。
- (事務局) 特定個人情報保護委員会による「特定個人情報保護評価指針」の第3「特定個人情報保護評価の実施主体」において、「(2)地方公共団体の長その他の機関」となっているため、市長や行政委員会等、執行機関ごとに評価を実施するということになっている。
- (区政課) 指針の解説第3の1-2に、「地方公共団体の機関」にかかるQ&Aが掲載されている。
- (アドバイザー) 住民票等のコンビニ交付について、地方公共団体情報システム機構が委託先となっており、再委託はないということになっている。コンビニとの関係は、再委託ということではないのか。
- (区政課) コンビニについては、再委託という概念ではとらえていない。機械を供用しているだけというイメージに近く、移転でも提供でもない。また、コンビニの店員は、一切操作も補助もしてはいけないということになっている。何らかの作業等の委託という概念ではない。
- (委員) 住基の話から外れるが、番号法第5条について聞きたい。番号法に係る情報の管理や利活用に関する施策について、福岡市における議論の進行状況はどのようになっているか。
- (区政課) 具体的な案はまだないが、ぜひ活用していくべきだという観点から、各局長会議や独自利用のWG等の中で議論を進めているところである。ただ、本市においてはシステム刷新による最適化の検討中でもあるため、それと足並みをそろえる形で検討していくことになると思われる。
- (委員) 評価書の「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」の位置づけについて知りたい。こういう様式が決まっているのか。
- (区政課) 背景としては、住基ネット稼働時に、国民に個人情報に係る危機感や懸念を与えたことへの反省がある。住基ネット稼働時にも、当然のこととして、個人情報保護を図りながらのシステム構築や、プライバシー侵害はしてはならないという前提があったが、各自治体や各機関における取扱いについてのスタンスを明示しようという主旨である。
文章はもちろん各自治体で検討しているが、様式としては一律で定まったものである。
- (アドバイザー) 委託先の評価については、ベネッセの事件等を受けて重要視していると思うが、委託先への監査等は契約に入っているのか。
- (区政課) 契約内容に、報告義務等も含めている。
- (アドバイザー) 再委託について確認したい。途中で再委託先の業者が変更になる場合があるだろうが、それに

についての報告義務も、契約に入っているということでよいか。

- (区政課) 最初に従事者名簿を提出させており、変更があった場合には必ずその旨の届出をさせている。届出がない者に対しては、IDやパスワードを渡さないで、改修作業もできない。そもそも、再委託は原則認めておらず、必要性について審査を行い、再委託をしなければならない状況であるかを確認した上で承認している。必要性や、その業者が適切な再委託業者であるという審査もしているので、再委託先にかかる変更があるのであれば、その都度届出を出させる。そうでなければ契約違反になるという考え方も周知している。再委託先を変更する場合は、改めて市から承認を得る必要がある。また、再々委託は承認しない。
- (アドバイザー) 監査に行く予定はあるか。
- (区政課) 監査の必要性がある状況になれば実施することになるだろうが、システムの性格上、委託先の会社での作業等は行っておらず、印刷は業務に入っていないので、現状ではあまり監査に行く必要性を感じていない。庁外へ持ち出すものがあれば、監査対象として検討が必要だろう。
- (アドバイザー) 福岡市として、内部的な監査は定期的に行っているのか。
- (ICT戦略課) 内部監査、外部監査どちらも行っている。(監査について説明)
- (部会長) 従事者の名簿を提出させるということだが、明文規定があるのか。
- (区政課) セキュリティ共通実施手順に言及があったかはわからないが、契約仕様の方で別途従事者名簿の提出について定めている。
- (部会長) 評価書の記載内容が遵守されれば、特に問題は発生しないように思われる。いかに遵守させるか、ということが重要だろう。

議事終了 閉会